

厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html

#	カテゴリ	質問	回答
1	届出	保険医療機関・薬局として、令和6年4月以降も紙レセプトによる（原）請求を継続することや、令和6年10月以降も光ディスク等による（原）請求を継続することを考えていますが、経過措置の適用を受けるための猶予届出等の提出先について教えてください。	紙レセプト請求に係る猶予届出については、社会保険診療報酬支払基金本部及び医療機関・薬局が所在の都道府県の国民健康保険団体連合会の両方に郵送で提出いただくようお願いいたします。 また、光ディスク等請求に係る猶予届出・移行計画については、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設するフォーム（令和6年4月頃開設予定）から、原則オンラインで提出いただくことを想定しています。
2	紙レセプト請求	現在紙レセプト請求を行っている医療機関・薬局が、令和6年4月以降も紙レセプト請求を継続する場合、「（1）レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局」と「（2）保険医療機関である診療所・保険薬局のうち電子請求の義務化時点において常勤の保険医・保険薬剤師の年齢が65歳以上であるものであってその旨を期日までに届け出たもの」の、どちらの類型で届出を提出すれば良いでしょうか。	現在、紙レセプト請求を行っている保険医療機関・薬局は、過去に（1）又は（2）の類型に該当するものとして審査支払機関に届出を行っていただいています。 令和6年4月以降も紙レセプトによる請求を継続しようとする場合には、当該医療機関・薬局が紙レセプト請求を認められた際の当初の要件に合致している旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出ることとしており、各医療機関・薬局の状況を踏まえた類型により届出を行うよう、お願いいたします。
3	光ディスク等請求	現在光ディスク等による請求を行っている医療機関・薬局が令和6年10月以降も光ディスク等による請求を継続する場合、何か条件はありますか。	令和6年10月以降も光ディスク等による請求を継続しようとする場合には、同年8月31日までに、審査支払機関に猶予届出とオンライン請求への移行計画書を提出いただく必要があります。猶予届出・移行計画は、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設するフォーム（令和6年4月頃開設予定）から、原則オンラインで提出いただくことを想定しています。 なお、当該届出は1年更新制であり、計画期間が経過する時点においてなおも継続する事情がある場合には、改めて、届出・移行計画の提出を行うことで、光ディスク等を用いた請求を継続することが可能です。
4	光ディスク等請求	令和6年4月以降に新規開業する医療機関・薬局が、やむを得ず開業初月分の請求月までにオンライン請求のための体制整備が間に合わない場合、猶予届出を提出することで、光ディスク等による請求は可能になるでしょうか。	令和6年4月以降に新規開業する医療機関・薬局においては、開業初月分の請求月までにオンライン請求が可能となるようご準備いただく必要があります。 やむを得ない事情により、開業初月分の請求月までにオンライン請求のための体制整備が間に合わない場合は、厚生労働省ホームページに掲載している「様式第3号（請求命令附則第4条第5項による猶予届出書）」に必要な事項を記載の上、審査支払機関に提出いただくことで、個別に事情を確認し、光ディスク等による請求を行うことが可能となる場合があります。
5	返戻再請求	オンライン請求を行っている医療機関・薬局において、使用しているレセプトコンピュータに返戻再請求の機能が備わっていない等の理由で、やむを得ず返戻再請求のオンライン化の対応が遅れる場合、どのような手続を行えば、いつまで紙レセプトでの返戻再請求が可能でしょうか。	原請求をオンラインで行っている医療機関・薬局（オンライン請求医療機関・薬局）における返戻再請求については、令和5年3月原請求分からオンラインによるものとされています。 一方で、「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）として、オンライン請求医療機関・薬局がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わない等の場合、当該医療機関・薬局は、個別に審査支払機関に届出を行った上で、引き続き、紙レセプトでの返戻再請求ができることとしています。 ただし、こうした「やむを得ない場合の必要な対応」やオンライン請求医療機関・薬局に対する紙媒体での返戻送付については、令和6年9月末に廃止することとなっておりますので、遅くともそれまでに移行できるよう、ご留意ください。 経過措置届出の様式及び提出先については、下記URL内の「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するお知らせ」>「厚生労働省からのお知らせ」>「届出関係」>「医療機関・薬局」をご確認ください。 経過措置届出掲載ページ https://www.ssk.or.jp/oshirase/rezept_online.html
6	返戻再請求	原請求をオンラインで行った場合、返戻レセプト（電子ファイル）はどうしたら入手できるでしょうか。	オンライン請求を実施する場合には、医療機関・薬局においてご準備いただくオンライン請求用端末から審査支払機関のオンライン請求システムにログインいただき、返戻データをダウンロードいただく運用となります。 現在オンライン請求用端末をご使用されている施設において、端末に返戻データをダウンロードする機能が備わっていない場合は、端末やソフトの改修が可能かどうか、契約中のシステムベンダーにご確認いただくようお願いいたします。 オンラインによる返戻再請求の手順は、厚生労働省ウェブサイトに掲載している「（別添）オンラインによる返戻再請求の実施についてのご案内」に記載しておりますので、ご参照ください。
7	その他	介護保険請求についても、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保発1226第4号）」の通知の対象でしょうか。	本通知は医療保険のレセプト請求について取扱いを示したものであり、介護レセプトを対象にしたものではありません。